

被扶養者の認定・取消の要件（法§2、令§3、運針法§2関係）

(1) 被扶養者の定義

組合員と一定の範囲内の関係にあり、主として組合員の収入により、生計を維持するもので、組合員の申告に基づいて共済組合で認定された者をいい所定の給付等が受けられる。

なお、認定要件は、給与条例上の扶養親族の場合と異なっているので注意のこと。

(2) 被扶養者の範囲

被扶養者は組合員と一定の身分関係にあること、主として組合員の収入によって生計を維持するものであって、日本国内に住所を有する又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものをいう。

① 身分関係

被扶養者は、親族であれば誰でもなれるものではなく、次に掲げるように一定の身分関係にあることを要する。

イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(イ) 「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであるが、内縁関係とは、婚姻の届出欠くが、社会通念上夫婦としての共同生活をしているものとして認められる事実関係をいう。

(ロ) 「子」とは、実子及び養子、「父母」とは、実父母及び養父母、「孫」とは、実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子、「祖父母」とは、実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母を意味し、「兄弟姉妹」とは、実父母の子である兄弟姉妹のほか養父母の子である兄弟姉妹も含まれる。

ロ 組合員と同一世帯に属する者

(イ) イに掲げる者以外の三親等内の親族（組合員の伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、配偶者の子等）

(ロ) 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子、その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）

なお、これらの一定の身分関係の範囲に入るものであっても、共済組合（法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものすべてをいう。）の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者であるものは、これを被扶養者として取り扱わない。

② 生計維持関係

被扶養者に認定されるためには、主として組合員の収入により生計が維持されていることが要件となっており、原則として組合員からその生活の資の主要なる部分を得ている者としているが、次に該当する場合は、被扶養者と認定しない。

イ その者について、当該組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている場合

ロ 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合

ハ 年額 130 万円以上の所得がある者。ただし、**公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は満 60 歳以上の者（運用方針の改正により、令和 5 年 4 月 1 日適用）**の場合にあっては、年額 180 万円以上の所得がある者。

なお、「所得」とは、所得税法上の所得をさすものではなく、被扶養者として認定しようとする者の年間における恒常的な収入の総額をいう。

「所得」には、勤労所得（通勤手当・その他諸手当を含む）、資産所得、事業所得、利子所得、配当所得、公的年金、私的年金、健康保険法に基づく傷病手当金、雇用保険法に基づく失業給付金等が含まれる。

なお、退職手当又は不動産の売却等による一時的な所得は、その所得から恒常的に取得できる利子等を除き、恒常的所得には含まれない。

(3) 年間における恒常的な収入のとりえ方について

① 勤労所得

臨時採用、パート、アルバイト等の場合、雇用形態等で、その月収が 108,334 円（130 万円÷12 月）を上回ることが明らかな場合は、勤務当初から被扶養者として認定しない。また、雇用主の都合等により、月々の収入に変動がある場合は、3 ケ月連続して月収が 108,334 円を上回る場合も同様とする。

なお、雇用期間が 3 月以下の期間であることが当初から明らかである臨時採用、パート、アルバイト等は、その月収が 108,334 円を上回っても、130 万円を上回るまでの間は、認定できる。しかし、複数の所で働き期間を空けることなく連続して働くと 3 か月以下の雇用でも通常を取り扱いと同様になる。

雇用保険法に基づく失業給付金の場合、基本手当の日額が 3,612 円（130 万円÷360 日）を上回った場合は、基本手当の給付日数に拘わらず、被扶養者として認定しない。

<例>

1 3 か月以下の取り扱いが適用される場合

① 3 か月のみの雇用が当初から決まっており、その後続けて収入がないとき

支給月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
収入	200,000 円	200,000 円	200,000 円	無職無収入	無職無収入	無職無収入

② 3 か月以下の雇用後、1 か月期間を空けた後に再度雇用されたとき

支給月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
収入	110,000 円	110,000 円	110,000 円	無職無収入	50,000 円	50,000 円

2 3か月以下の取り扱いが適用されない場合

①複数の雇用で毎月連続して収入があるとき

支給月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会社	A	A	A	B	B	B
収入	110,000円	110,000円	110,000円	50,000円	50,000円	50,000円

②複数の雇用で期間が重複して収入があるとき

支給月	4月	5月	6月	7月	8月
会社	A	A	A	A	A
収入	60,000円	60,000円	60,000円	退職	—
会社	B	B	B	B	B
収入	50,000円	50,000円	50,000円	退職	—
会社	C	C	C	C	C
収入	—	—	20,000円	20,000円	20,000円
合計	110,000円	110,000円	130,000円	20,000円	20,000円

② 事業所得等

事業所得等については、前年分の確定申告及び収支内訳書の写しを参照し、総収入額から社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認める経費（以下のとおりであること）を控除し、算出する。

税法上の必要経費	
必要経費として認められるもの	売上原価，給料賃金，外注工賃，地代家賃（事業に必要とするもののみ），荷造運賃，水道光熱費，旅費交通費，通信費，修繕費，消耗品費等
必要経費として認められないもの	減価償却費，貸倒金，利子割引料，租税公課，広告宣伝費，接待交際費，損害保険料，福利厚生費，雑費等

③ 年金等の所得

年間における年金の総支給額をいう。年金等には、国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給、農業者年金、私的年金、企業年金等が含まれる。

なお、遺族年金、障害年金、扶助料については、所得税法上非課税扱いとされているが、年金所得に含まれる。

(4) 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

- ① 組合員に扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けている場合は、その支給を受けている者の被扶養者とする。
- ② ①以外の場合には、夫婦双方の年間収入を比較し、組合員の年間収入が配偶者の年間収入より多いとき、又は同程度であるときは、組合員の被扶養者として認定することができる。
- ③ 「夫婦双方の年間収入が同程度であるとき」の同程度の範囲については、「夫婦双方の年間収入の差額の、年間収入が多い方のその額に対する割合が1割以内である場合」として取り扱うものとする。
- ④ 夫婦双方の年間収入を比較するための種類については、以下のとおりとする。
 - イ 給与支払者発行の源泉徴収票又は給与支払証明書
 - ロ 確定申告書の写し及び収支内訳書
 - ハ 年金額の確認できる書類（年金額改定通知書等）

(5) 父母の所得額の合算について

被扶養者として認定を受けようとする者に配偶者がいる場合、夫婦相互扶助義務の観点から、双方の所得の合算額が所得限度額（130万円ないし180万円未満）の合算額を上回る場合は、被扶養者として認定しない。

<例1>

	収入の種類及び金額	所得限度額	認定の可否
父 65歳	公的年金 170万円 農業所得 30万円 計 200万円	180万円未満	× 父の収入が所得限度額を上回っているため認定できない。
母 62歳	公的年金 0円 パート収入 100万円 計 100万円	180万円未満 ※60歳未満の場合は130万円未満 (適用日：令和5年4月1日)	○ 母の収入が所得限度額以下であり、且つ、父母の収入の合算が所得限度額の合算額より下回っているため認定できる。
夫婦合算額	300万円	360万円未満	

<例2>

	収入の種類及び金額	所得限度額	認定の可否
父 70歳	公的年金 300万円	180万円未満	× 父の収入が所得限度額を上回っているため認定できない。
母 68歳	公的年金 70万円	180万円未満	× 父母の収入の合算額が所得限度額の合算額を上回っているため認定できない。
夫婦合算額	370万円	360万円未満	

(6) 別居している者の認定について

被扶養者として認定を受けようとする者（以下「認定対象者」という。）の収入額（認定対象者自身の収入並びに組合員及び当該組合員以外の者の送金等による収入の合計額をいう。）に占める組合員の送金額の割合が、3分の1以上であること。

なお、組合員が当該組合員以外の者と共同して認定対象者を扶養している場合は、組合員の送金額が当該組合員以外の者のいずれをも上回っていなければならない。

<例1> 組合員が単独で父を扶養している場合

<普通認定（扶養手当受給者）>

父の所得額	組合員の送金額	父の全収入
90万円	※50万円	140万円

<特別認定（扶養手当非受給者）>

父の所得額	組合員の送金額	父の全収入
170万円	※90万円	260万円

※ 父の全収入の3分の1以上である。

<例2> 組合員と組合員の弟が共同で扶養している場合

父の所得額	組合員の送金額	弟の送金額	父の全収入
60万円	※50万円	30万円	140万円

※ 父の全収入の3分の1以上で、かつ弟の送金額を上回っている。

<例3> 組合員と組合員の弟妹が共同で扶養している場合

父の所得額	組合員の送金額	弟の送金額	妹の送金額
30万円	※50万円	30万円	30万円

※ 父の全収入の3分の1以上で、かつ弟妹のいずれも送金額を上回っている。

(7) 被扶養者に係る届出（法 § 55、規程 § 94）

- ① 新たに組合員になった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は新たに被扶養者の要件を備える者が生じたときは、その事実の生じた日から **30 日以内**に必要書類（「被扶養者の認定を受ける場合の提出書類一覧表」参照）を添付の上、被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。

ただし、事実の生じた日から 30 日以内に提出されない場合は、所属所が該当申告書を受理した日から認定となるので、提出に遅れのないように注意すること。

- ② 被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、被扶養者申告書に必要書類（「被扶養者の取消しを受ける場合の提出書類一覧表」参照）を添付の上、すみやかに組合に提出しなければならない。

(8) 国民年金第 3 号被保険者の届出について

国民年金第 3 号被保険者とは、国民年金第 2 号被保険者である組合員(20 歳以上 65 歳未満)の被扶養配偶者(20 歳以上 60 歳未満)の方をいいます。

① 該当

被扶養者のうち、20 歳以上 60 歳未満の配偶者の認定は国民年金第 3 号被保険者の資格取得に連動するので、配偶者の認定申告書提出時には、「国民年金第 3 号被保険者関係届」を必ず提出すること。

② 非該当

国民年金第 3 号被保険者が認定取消の申告書提出時(死亡・収入超過・離婚)にも「国民年金第 3 号被保険者関係届」を必ず提出すること。

③ 海外特例要件該当

国民年金第 3 号被保険者が留学や同行家族等で海外特例要件に該当するとき「国民年金第 3 号被保険者関係届」を必ず提出すること。

④ 海外特例要件非該当

国民年金第 3 号被保険者が海外特例要件に非該当となったとき「国民年金第 3 号被保険者関係届」を必ず提出すること。

⑤ 住所変更

国民年金第 3 号被保険者が住所を変更するとき住所変更申告書時に「国民年金第 3 号被保険者住所変更届」を提出すること。

(9) 医療費等の返還請求について

組合員の資格喪失（退職、転出）後受診した場合や、被扶養者が遡及取消しとなった場合は、医療費の返還請求を行うこともあるので留意のこと。